

# 整備事業者に対する行政処分等の基準の見直しについて

## 1. 通 則

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」 (関自整126号 平成18年3月2日)	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱い (関自整127号 平成18年3月2日)
① 自動車分解整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。	
② 指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。	
③ 優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。	
④ 上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。	① 口頭注意は、事業者監査において、監査担当者から整備事業者に対して行うこととする。
⑤ 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数については、認証事業者、指定事業者及び優良認定事業者の別毎に別途定める。	① 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数は、認証事業者については別表1に、指定事業者については別表2に、優良認定事業者については別表3に定める。
⑥ 地方運輸局に行政処分審査委員会を設け、必要に応じ議に付すことにより、行政処分等の量定の加重又は軽減ができるものとする。	① 法令違反の内容について社会的影響が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。 ② （認証及び指定の取消に該当しないときであって）違反行為を自主申告し、当該違反事項の改善が可能な場合には、違反点数の合計を2分の1に減ずることができるものとする。 ただし、違反行為に起因する重大な事故が発生した場合又は違反行為が故意と認められる場合は、この限りでない。 ③ 行政処分審査委員会は、自動車技術安全部長、自動車技術安全部次長、担当課職員等により地方運輸局の組織（体制）に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。

## 2. 違反点数の取扱い

### (1) 事業場の違反点数について

① 事業者監査等の際に確認された違反事項については、認証事業者、指定事業者又は優良認定事業者の別毎に、違反点数を付し、それらを合計した点数（以下「合計点数」という。）を算出するものとする。	① 違反事項について、該当する具体的違反事例が複数あるときは、そのうちの最も違反点数の高いものを適用する。 ② 備考欄に記載のある場合は、①にかかわらず、備考欄を適用する。
② （別途定める）違反事項に該当しない違反事項にあっては、類似事項の点数を勘案のうえ、違反点数を決定するものとする。	

<p>③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。</p> <p>また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。</p> <p>なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。</p>	<p>① 「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(2) 事業者の累積点数について

<p>① <u>合計点数は、認証事業者及び指定事業者の別毎に運輸支局単位で累計し、当該事業者に係る違反点数（以下「累積点数」という。）として管理する。</u></p>	<p>① 認証事業者について相続、合併又は分割があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、相続、合併又は分割前の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。</p> <p>② 認証事業者が事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。</p>
<p>② 認証の取消し及び指定の取消しについては、それぞれ180点及び360点を累積点数として繰り入れるものとする。</p>	
<p>③ 累計期間は、2年間とする。</p>	<p>① 「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。</p>
<p>④ <u>合計点数が、認証事業者に関しては5点以下の場合、指定事業者に関しては9点以下の場合には、累積点数として計上しないものとする。</u></p>	

3. 認証事業者の行政処分

(1) 事業の停止命令

<p>① 合計点数が10点以上の場合、事業の停止を命ずる。</p>	<p>① 1点～5点の場合は口頭注意 ② 6点～9点の場合は地方運輸局長による文書警告</p>
<p>② <u>事業場の認証の取消し処分を行うときに、累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。</u></p>	<p>① （左記（1）②の）事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。</p> <p>② 認証又は指定の取消し（廃止）があつたときは、当該事業場に係る累積点数は、①により消滅するときまで、又は、違反事実を確認した最終監査日から2年を経過するときまで、当該事業者に累計するものとする。</p>

(2) 認証の取消し

<p>① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合</p>	
<p>② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合</p>	

③ 事業の廃止を届け出なかった場合	
④ <b>5台以上の不正改造を実施した場合</b>	
⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合	
⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合	
⑦ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	
⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合	
⑨ 違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。	① 懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

### (3) 改善命令

① 改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。	
----------------------------------------------------------	--

## 4. 指定事業者の行政処分

### (1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

① <u>違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が20点以上の場合は、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。</u>	① <u>指定事業者の当該事業場の違反点数の合計点数が1点～9点の場合は口頭注意とし、10点～19点を地方運輸局長による文書警告とする。</u> 過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。
② <u>事業場の指定の取消し処分を行うときに、累積点数が720点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。</u>	① （左記（1）②の）保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。 ② 認証又は指定の取消し（廃止）があったときは、当該事業場に係る累積点数は、①により消滅するときまで、又は、違反事実を確認した最終監査日から2年を経過するときまで、当該事業者に累計するものとする。
③ 事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる	

### (2) 指定の取消し

① 違反行為に係る事業場について、合計点数が360点以上となった場合	
② 虚偽の指定申請又は変更届出を行った場合	
③ 5台以上の不正改造自動車に保安基準適合証等を交付した場合	

④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合（いわゆるペーパー車検）	
⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合	
⑥ 指定の廃止を届け出なかった場合	
⑦ 法第94条の3第2項に基づく是正命令に従わなかった場合	
⑧ 法第94条の8に基づく保安基準適合証等の交付の停止命令に従わなかった場合	
⑨ 法第94条の4第4項に基づく自動車検査員の解任命令に従わなかった場合	
⑩ 法第94条の8第1項第4号に該当する場合	
⑪ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合	
⑫ 上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。	<p>① 懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。</p> <p>② 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車に当該未実施に起因する重大な事故（「重大な事故」とは、車両火災・死亡事故等の社会的影響が大きい事故をいう。）を起こした場合</p> <p>③ 保安基準不適合状態のまま保安基準適合証を交付した自動車が保安基準不適合状態に起因する重大な事故「重大な事故」とは、車両火災・死亡事故等の社会的影響が大きい事故をいう。）を起こした場合</p>

### (3) 自動車検査員の解任命令

① 保安基準に適合するかどうかの検査を行わないで保安基準に適合する旨の証明を行った場合	
② 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合	① 当該車両が事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合、1台のみの違反であれば、文書警告とすることができるものとする。（不正改造状態の場合は除く。）
③ 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行った場合	① 当該車両が事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合、1台のみの違反であれば、文書警告とすることができるものとする。（車台番号及び原動機型式の場合は除く。）
④ 自動車検査証に記載された事項と相違するにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合	① 当該車両が事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合、1台のみの違反であれば、文書警告とすることができるものとする。（車台番号及び原動機型式の場合は除く。）
⑤ 不正改造を実施した場合	
⑥ 過去2年以内に文書警告に該当する法令違反を行い、再度、行政処	

分等（口頭注意を除く。）に該当する法令違反を行った場合	
	① 他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

#### (4) 是正命令

① 改善報告を求めた後、事業場の設備、技術及び管理組織に係る部分が改善されていない場合には、是正命令を行うものとする。	
-------------------------------------------------------------	--

### 5. 優良認定事業者の行政処分

優良認定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。	
① 違反行為に係る事業場について、2①の合計点数が90点以上となった場合	① 優良認定事業者の場合は、1点～9点を口頭注意とし、10点～89点を地方運輸局長による文書警告とする。 ② 過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。
② 虚偽の認定申請又は変更届出を行った場合	
③ 5台以上の不正改造を実施した場合	
④ 認証又は指定が取り消された場合（車体整備作業（一種）の認定を受けた工場以外の特種整備工場を除く。）	
⑤ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合	

### 6. その他

#### (1) 改善報告

① 行政処分等（認証、指定又は優良認定の取消し、自動車検査員の解任命令及び口頭注意を除く。）を行った場合には、併せて改善報告の提出を求めるとともに、事業者監査等により事業場における改善状況の確認を行うものとする。	① 改善報告は、事業者に対して、改善状況について処分終了日から1ヶ月以内に報告するよう指導するものとする。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

#### (2) 行政処分の公表

① この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成14年5月14日付け国自整第10号）により公表するものとする。	
------------------------------------------------------------------------------------------------	--

### 附 則

① この基準は、平成18年4月1日から施行する。	
② この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお、従前の例によるものとする。ただし、この場合であっても事業場の合計点数に対する行政処分等の量定に限り、この基準を適用する。	